

津山市歴史文化基本構想等策定支援業務委託仕様書

1 業務名称

津山市歴史文化基本構想等策定支援業務委託

2 業務の目的

津山市内に所在する多種多様な文化財をその周辺環境まで含めて総合的に把握し、津山市の歴史と文化をまちづくりに活かすための適切な保存と活用の在り方を示す、津山市歴史文化基本構想及び津山市文化財保存活用計画（以下、「基本構想等」という。）を策定することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から平成32年3月16日まで

4 業務内容

審議会の協議用資料及び議事録の作成

審議会は年2回程度開催予定（資料印刷は津山市が行う。）

文化財関連資料の調査並びに文化財の現地調査

基本構想等策定に必要な資料調査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行い、現状を把握する。ただし、基本的な資料は、津山市で収集しているので、契約後、速やかに資料を引き渡す。なお、これ以外に必要な資料がある場合は、両者協議を行い、津山市で対応できないものについては、受託者が資料収集すること。

地域住民による文化財調査に関する補助業務

ここでいう地域住民による文化財調査とは、住民主体の団体を2～3指定したうえで、地域を指定し、実験的に悉皆調査を行うことを想定しており、その他の地区については、地域住民からの聞き取り調査を行うことを想定している。

基本構想等の素案の検討・作成

府内検討会議の協議資料の作成

府内検討会議は年2回程度開催予定。基本的に受託者は出席を要しないが、受託者が必要と判断する場合は、参加することを妨げない。

シンポジウム等開催に関する業務

基本構想等の周知や啓発等を図るため、シンポジウム等の企画開催を行うこと。なお、津山市が毎年1回（例年3月）開催をしている「文化財報告会」の活用も可能。この場合、津山市の予算の範囲内で、講師謝金、旅費および会場使用料を津山市が負担する。

本事業に関するアンケート調査。なお、「文化財報告会」の活用も可能。

本業務の成果を「津山市歴史文化基本構想・津山市文化財保存活用計画」として印刷製本を行い提出すること。

（印刷・製本の仕様） カラー、並製本、300部

の電子データ（PDF）の提出

その他、基本構想等の策定に必要な業務

5 業務状況報告書の提出

各年度の業務状況をまとめ、毎年の3月15日（土・日曜日及び祝祭日の場合はその前日）までに遅滞なく提出すること。提出部数は、A4カラー印刷で正副各1部及び電子データ（PDF）

6 委託料の支払いについて

各年度における支払については、5の「業務状況報告書」を提出の後、津山市の確認を終えたうえで、契約金額に1/3を乗じた額（千円未満切り捨て）を平成29年度、平成30年度に支払い、残額は平成31年度に支払うものとする。

7 特記事項

業務の履行に際しては、津山市と十分な協議を行うこと。

この基本構想等の策定にあたり開催される津山市歴史文化基本構想等審議会に、コンサルタントとして出席すること。

本業務によって得られた成果物に関する一切の権利は津山市に属するものとする。成果物に既存著作物などが含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

業務は、文化庁が定める「歴史文化基本構想策定技術指針」及び「歴史文化基本構想策定ハンドブック」に沿った策定手順で行うこと。

「歴史文化基本構想」には下記の項目について定めることとする。

ア.「歴史文化基本構想」策定の目的、行政上の位置付け

イ.地域の歴史文化の特徴

ウ.文化財把握の方針

エ.文化財の保存・活用の基本の方針

オ.関連文化財群の考え方

カ.歴史文化保存活用区域の考え方

キ.保存活用（管理）計画の考え方

ク.文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針

ケ.「歴史文化基本構想」等の策定・見直しについての考え方

基本構想等の策定に当たっては、下記の点について特に留意すること。

1.文化財に関わる他の制度・施策を所管する部局との連携

2.文化財に関わる他の制度・施策との連携

3.地域づくりにおける住民等との協働体制の視点

4.災害時等に文化財を守るための体制整備等の視点